

研修会A:健康サポートのための多職種連携研修

# 健康サポート薬局の基本理念

日本薬剤師会 会長 岩月 進

日本薬剤師会 常務理事 村杉 紀明

# 本日お話しする項目

- 薬局の基本理念と健康サポート薬局  
薬局とは  
国民・患者の薬局選択に資する仕組み
- 健康サポート薬局の目指すもの  
健康サポート薬局とは  
日本薬剤師会の目指す健康サポート薬局

# 薬局の基本理念と健康サポート薬局

日本薬剤師会 会長  
岩月 進

- 薬局の基本理念と健康サポート薬局  
薬局とは  
国民・患者の薬局選択に資する仕組み

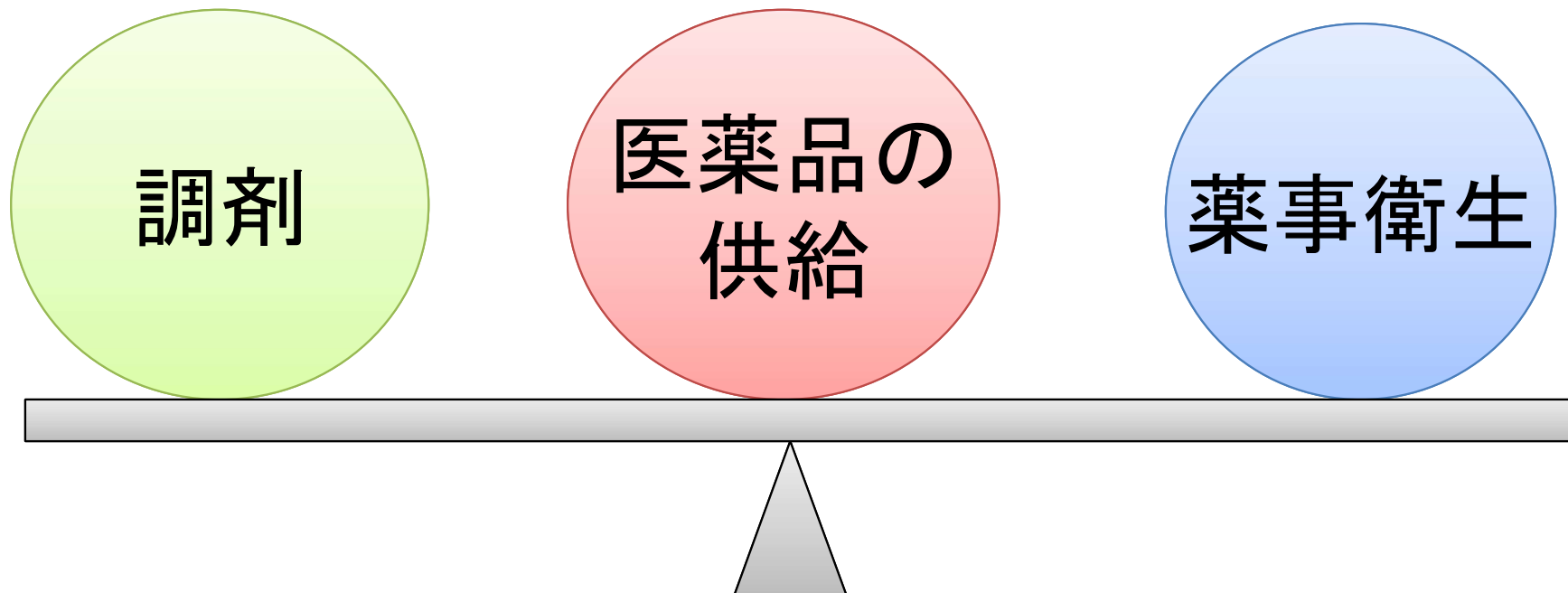
# 薬剤師法第一条（薬剤師の任務）

薬剤師は、調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどることによって、公衆衛生の向上及び増進に寄与し、もって国民の健康な生活を確保するものとする。



# 薬剤師の任務

- 「調剤、医薬品の供給その他薬事衛生をつかさどる」 薬剤師法第1条



# 平成の30年間の変化(薬剤師・薬局の位置づけ)

1992年(H4)

- 6月 第二次医療法改正(法案成立)  
➤ 薬剤師が医療の担い手として明記

2004年(H16)

- 薬学教育6年制に関する法律 成立  
5月 学校教育法の一部を改正する法律 成立  
6月 薬剤師法の一部を改正する法律 成立

2006年(H18)

- 4月 薬学教育6年制 の学生が入学

- 6月 第五次医療法改正(法案成立) ※薬事法改正・薬剤師法改正も  
➤ 薬局を医療提供施設に位置づけ(2007(H19)年4月施行)  
➤ 医療計画の見直し(医療提供体制における薬局の役割)  
➤ 医療安全の確保(薬局・医療機関における医薬品安全管理体制)  
➤ 医療機能/薬局機能情報提供制度(住民への情報提供)  
➤ 医療従事者の質の向上(薬剤師の再教育等)

2010年(H22)

- 3月 「チーム医療の推進について」(チーム医療の推進に関する検討会報告書)の公表  
4月 「医療スタッフの協同・連携によるチーム医療の推進について」(厚生労働省医政局通知)

⇒臨床実践能力を持つ薬剤師の養成

⇒地域医療に貢献する薬局薬剤師、病棟などでチーム医療に参加する病院薬剤師

## 平成の30年間の変化(最近の医薬分業に関する議論等)

2015年(H27)

3月 規制改革会議 公開ディスカッション(医薬分業のあり方)

10月 「患者のための薬局ビジョン」の策定

2016年(H28)

4月 調剤報酬改定(かかりつけ薬剤師指導料の新設等)

10月 健康サポート薬局の届出開始

2018年(H30)

4月 調剤報酬改定(地域支援体制加算の新設等)

厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会における制度改革の議論

4月 制度改革に向けた検討開始

12月 「薬機法等制度改革に関するとりまとめ」がまとまる

2019年(H31)

3月 薬機法等の改正法案を通常国会に提出  
(令和元年11月 臨時国会において法案成立、12月 改正法公布)

⇒かかりつけ薬剤師・薬局の推進

⇒地域包括ケアシステムにおいて、医療・介護の一翼を担う役割を期待

出典:厚生労働省資料

# 現在の状況（薬剤師・薬局関連）

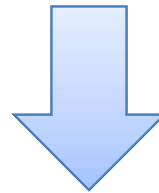
薬剤師・薬局の業務内容が問われている（薬剤師が必要なのか）

- 患者のために調剤技術料に見合った業務を薬局の薬剤師は行っているか
- 「同じことを薬局で聞かれる」、「薬をもらうのが二度手間」、「コストがかかる」などの患者の声
- 薬を渡すだけの業務 と思われる
  - 形式的な情報提供・指導
  - 処方箋がないと薬局に行かない、「調剤薬局」という用語
- 地域包括ケアシステムの下で、多職種・他機関と連携しながら業務を行う、かかりつけ薬剤師・薬局を進める
  - という考え方や薬剤師の役割が、医療・介護関係者、行政に理解されていない（特に介護関係者、市町村）
- 患者や住民に信頼される薬剤師になっているか

## 改正薬機法における「薬局」の概念

### ＜改正前＞ 第二条12

この法律で「薬局」とは、**薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務を行う場所**（その開設者が医薬品の販売業を併せ行う場合には、その販売業に必要な場所を含む。）をいう。ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

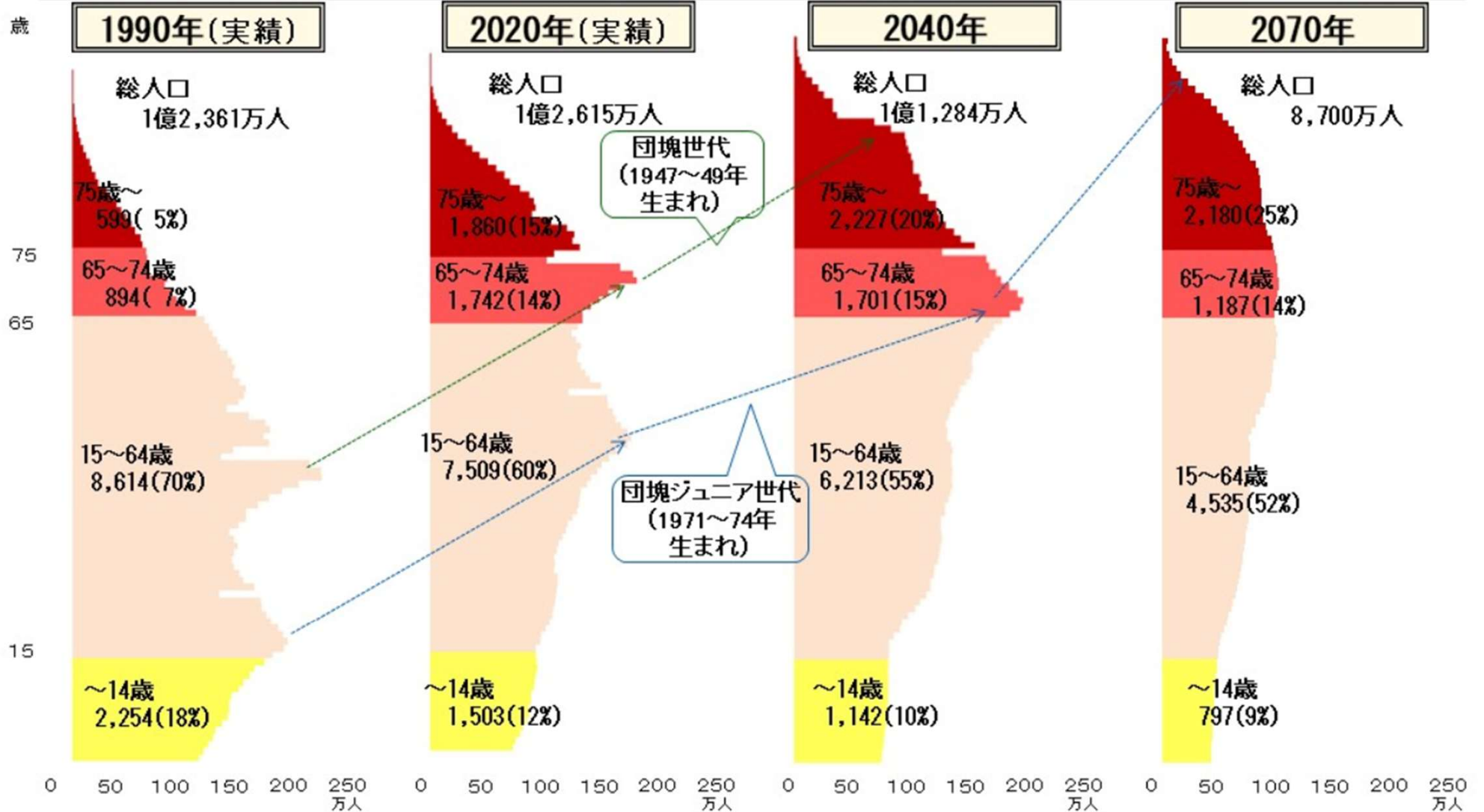


### ＜改正後＞ 第二条12

この法律で「薬局」とは、**薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所**（その開設者が併せ行う医薬品の販売業に必要な場所を含む。）をいう。  
ただし、病院若しくは診療所又は飼育動物診療施設の調剤所を除く。

# 日本の人口ピラミッドの変化

- 団塊のジュニア世代が65歳となる2040年には、65歳以上が全人口の35%となる。
- 2070年には、人口は8,700万人にまで減少するが、一方で、65歳以上は全人口の約39%となる。



(出所) 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年推計)」「出生中位(死亡中位)推計」

# 背景：薬局への社会的な要請

## 社会的な背景

我が国における少子高齢化の進行

→高齢者の多くが地域の身近な医療機関を受診したり、在宅医療・介護を受ける社会

→「地域包括ケアシステム」の構築

\* 地域包括ケアシステム：重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるための、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供体制

## 薬局・薬剤師の現状

- 薬剤師には、調剤や医薬品供給等を通じて、公衆衛生の向上・増進に寄与し、国民の健康な生活を確保する役割が求められている。
- しかし、患者の服薬情報の一元的把握とそれに基づく薬学的管理・指導などの機能が必ずしも発揮できていないなど患者本位の医薬分業になっていない、医薬分業に伴う負担に見合うサービスの向上や分業の効果などを実感できていない等の問題が指摘されている。(規制改革会議)

## 日本再興戦略(H25.6.14)

### 国民の健康寿命の延伸

薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。

## 《 急速な医薬分業の進展の副作用 》

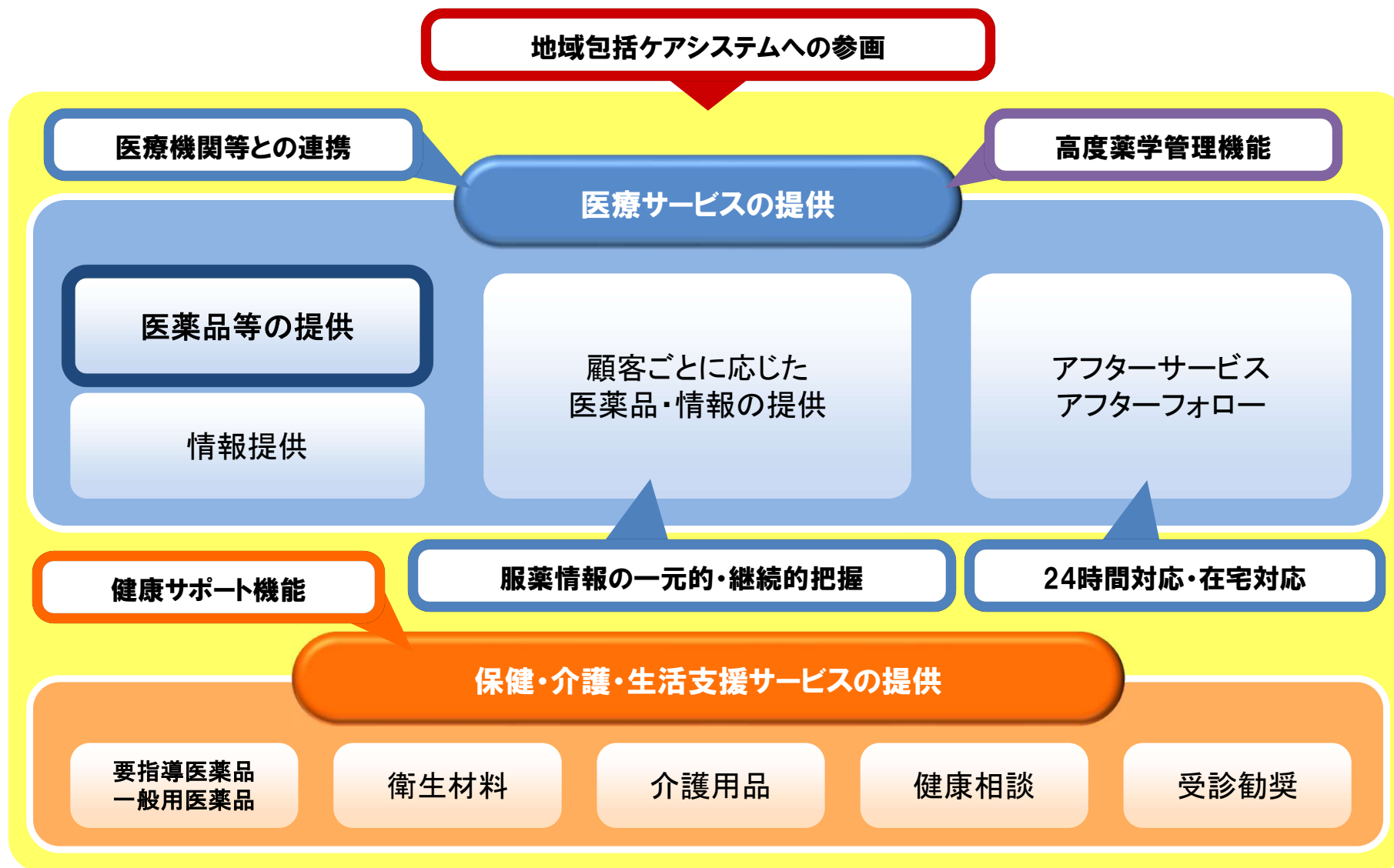


薬局・薬剤師がより一層、本来の職能・役割を発揮するとともに、**地域包括ケアシステムに対応した、予防から介護までの幅広い視点と対応力を持つことの必要性**

厚生労働省 「患者のための薬局ビジョン」の策定

「健康サポート薬局」の創設

# Community Pharmacist・Community Pharmacyが担う役割



# 特定の機能を有する薬局の認定

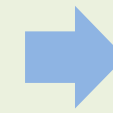
○ 薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化する中、患者が自身に適した薬局を選択できるよう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とする。

・入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局（**地域連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「かかりつけ薬剤師・薬局機能」に対応

・がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局（**専門医療機関連携薬局**）



患者のための薬局ビジョンの「高度薬学管理機能」に対応

## 地域連携薬局



## 専門医療機関連携薬局



### 〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（入院時の持参薬情報の医療機関への提供、退院時カンファレンスへの参加等）
- ・夜間・休日の対応を含めた地域の調剤応需体制の構築・参画
- ・地域包括ケアに関する研修を受けた薬剤師の配置
- ・在宅医療への対応（麻薬調剤の対応等）

等

### 〔主な要件〕

- ・関係機関との情報共有（専門医療機関との治療方針等の共有、患者が利用する地域連携薬局等との服薬情報の共有等）
- ・学会認定等の専門性が高い薬剤師の配置

等

※都道府県知事の認定は、構造設備や業務体制に加え、機能を適切に発揮していることを実績により確認する。このため、1年ごとの更新とする。

認定手続は、既存制度も活用して、極力薬局開設者や認定を行う自治体の負担とならないものとする。

※一般用医薬品等の適正使用などの助言等を通して地域住民の健康を支援する役割を担う「健康サポート薬局」(薬機法施行規則上の制度)については、引き続き推進する。



Japan Pharmaceutical Association

# 国民・患者の薬局選択に資する仕組み

## 専門医療機関連携薬局の機能

## 地域連携薬局の機能

## 健康サポート薬局

### 高度薬学管理機能

- 高度な薬学的管理のための薬剤師の専門性の確保
- 専門医療機関との情報連携

### かかりつけ薬剤師・薬局の機能

- 患者の服薬情報等の一元的・継続的把握と指導
- 患者の服薬情報等の処方医等への提供
- 夜間・休日への対応
- 在宅医療への対応
- 医療機関等との情報連携、処方提案

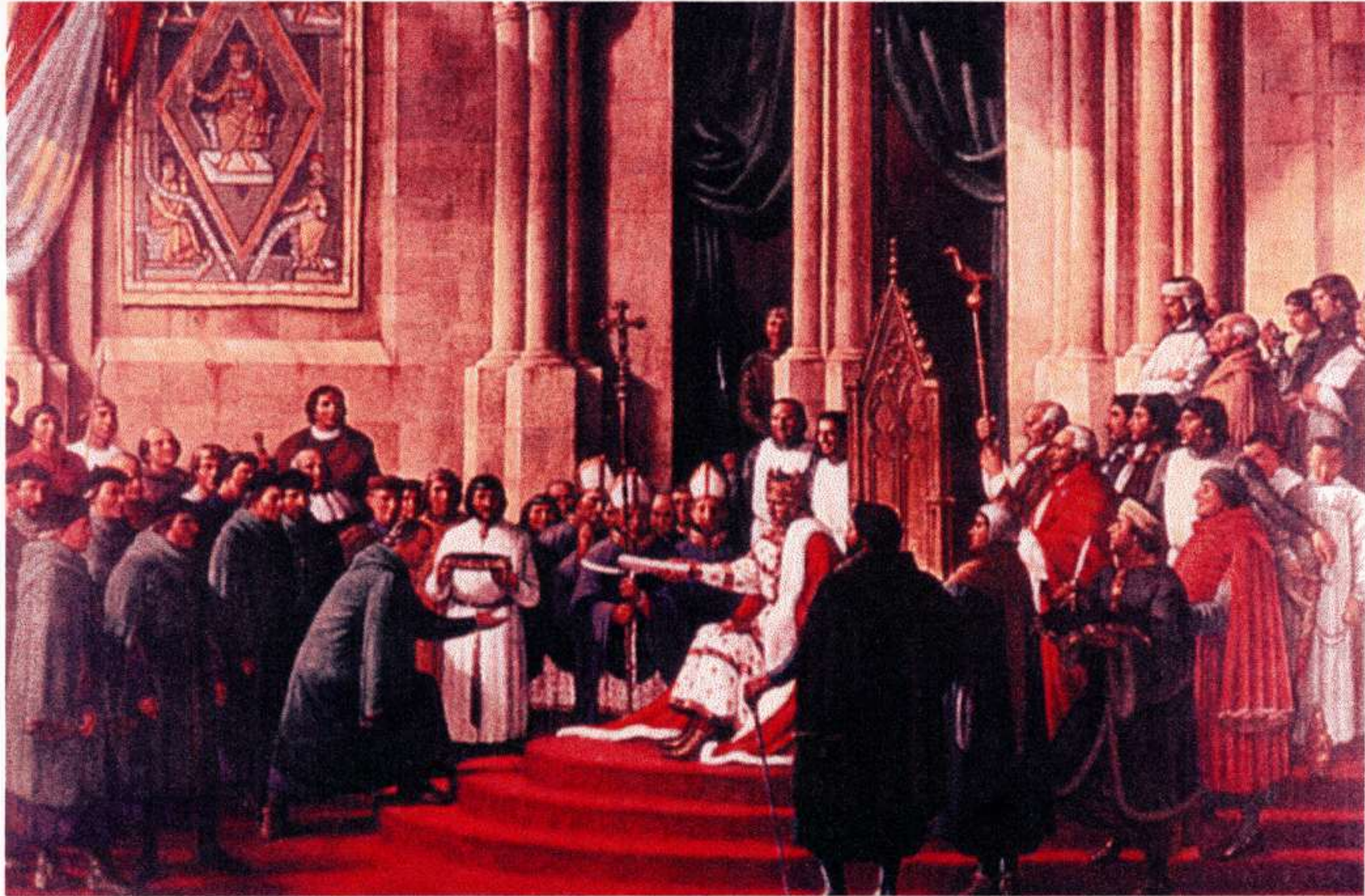
### 健康サポート機能

- 健康相談対応、受診勧奨
- 健康サポートに関する研修を修了した薬剤師の常駐
- 地域住民に対するお薬相談会等の実施
- 要指導医薬品等、衛生材料、介護用品等の供給

健康サポート薬局

薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所

薬局



SEPARATION OF PHARMACY AND MEDICINE (1240 A.D.)

出典: 永井恒司先生

# 健康サポート薬局の目指すもの

日本薬剤師会 常務理事  
村杉 紀明

- 健康サポート薬局の目指すもの  
健康サポート薬局とは  
日本薬剤師会の目指す健康サポート薬局

# 健康サポート薬局の概要

## 健康サポート薬局

- かかりつけ薬剤師・薬局の基本的な機能を有し、
- 地域住民による主体的な健康の維持・増進を積極的に支援する薬局
- 都道府県知事等に届出を行い、薬局機能情報提供制度に基づき公表。

※「積極的な支援」とは

- ① 医薬品や健康食品等の安全かつ適正な使用に関する助言
- ② 地域住民の身近な存在として健康の維持・増進に関する相談を幅広く受け付け、適切な専門職種や関係機関に紹介
- ③ 率先して地域住民の健康サポートを実施し、地域の薬局への情報発信、取組支援も実施

### かかりつけ薬剤師・薬局の基本的機能

- ① 服薬情報の一元的な把握とそれに基づく薬学的管理・指導
- ② 24時間対応、在宅対応
- ③ かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携強化

### 健康サポート機能

- ① 地域における連携体制の構築
- ② 薬剤師の資質確保
- ③ 薬局の設備
- ④ 薬局における表示
- ⑤ 要指導医薬品等の取扱い
- ⑥ 開局時間
- ⑦ 健康相談・健康サポート

## ● 要指導医薬品等を適切に選択できるような供給機能や助言の体制

要指導医薬品等又は健康食品等に関する相談を受けた場合には、薬局利用者の状況並びに当該要指導医薬品等及び健康食品等の特性を十分に踏まえた上で、専門的知識に基づき説明すること。

## ● 健康相談への対応、関係機関と連携した対応

健康の保持増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所及び訪問看護ステーション、健康診断や保健指導の実施機関、市区町村保健センター等の行政機関、介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関を薬局利用者に紹介するよう取り組むこと。

（例）

特定健診及びがん検診等の健診を受けていない薬局利用者に対して、保険者や市区町村の相談窓口の紹介  
肝炎等の特定の疾患に対する公費負担の相談について、都道府県又は市区町村の相談窓口の紹介  
介護サービスに対する相談について、市区町村の相談窓口や地域包括支援センターの紹介  
認知症の疑いがある場合について、かかりつけ医への受診勧奨や地域包括支援センター等の紹介

## ● 健康サポートの取組

・単に相談を応需するだけでなく、積極的な健康サポートの取組を実施していること。例えば、以下のような取組が推奨されること。これらの取組は月1回程度実施していることが望ましいこと。

（例）薬剤師による薬の相談会の開催や禁煙相談の実施/薬剤師による健診の受診勧奨や認知症早期発見につなげる取組/医師や保健師と連携した糖尿病予防教室の開催/管理栄養士と連携した栄養相談会の開催

地域の行政機関及び医師会等が実施又は協力する健康の保持増進その他の各種事業等に積極的に参加  
国、地方自治体及び医学薬学等に関する学会等が作成する健康の保持増進に関するポスターの掲示又はパンフレットの配布により、啓発活動に協力 など

かかりつけ医との連携 適切な受診勧奨など



# 地域包括ケアシステムと健康サポート薬局

## 地域包括ケアシステムにおける「5つの構成要素」



地域包括ケアシステムは、高齢化等の社会構造の変化を踏まえて提唱されている、「住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供体制」

「介護」、「医療」、「予防」という専門的なサービスと、その前提としての「住まい」と「生活支援・福祉サービス」が相互に関係し、連携しながら在宅の生活を支えている。

## 「自助・互助・共助・公助」からみた地域包括ケアシステムと健康サポート薬局

健康サポート機能の発揮が期待される

- 自分のことを自分でする
- 自らの健康管理(セルフケア)
- 市場サービスの購入

自助

- 当事者団体による取組
- 有償ボランティア

互助

- ボランティア活動
- 住民組織の活動

- ボランティア・住民組織の活動への公的支援

共助

- 介護保険に代表される社会保険制度及びサービス

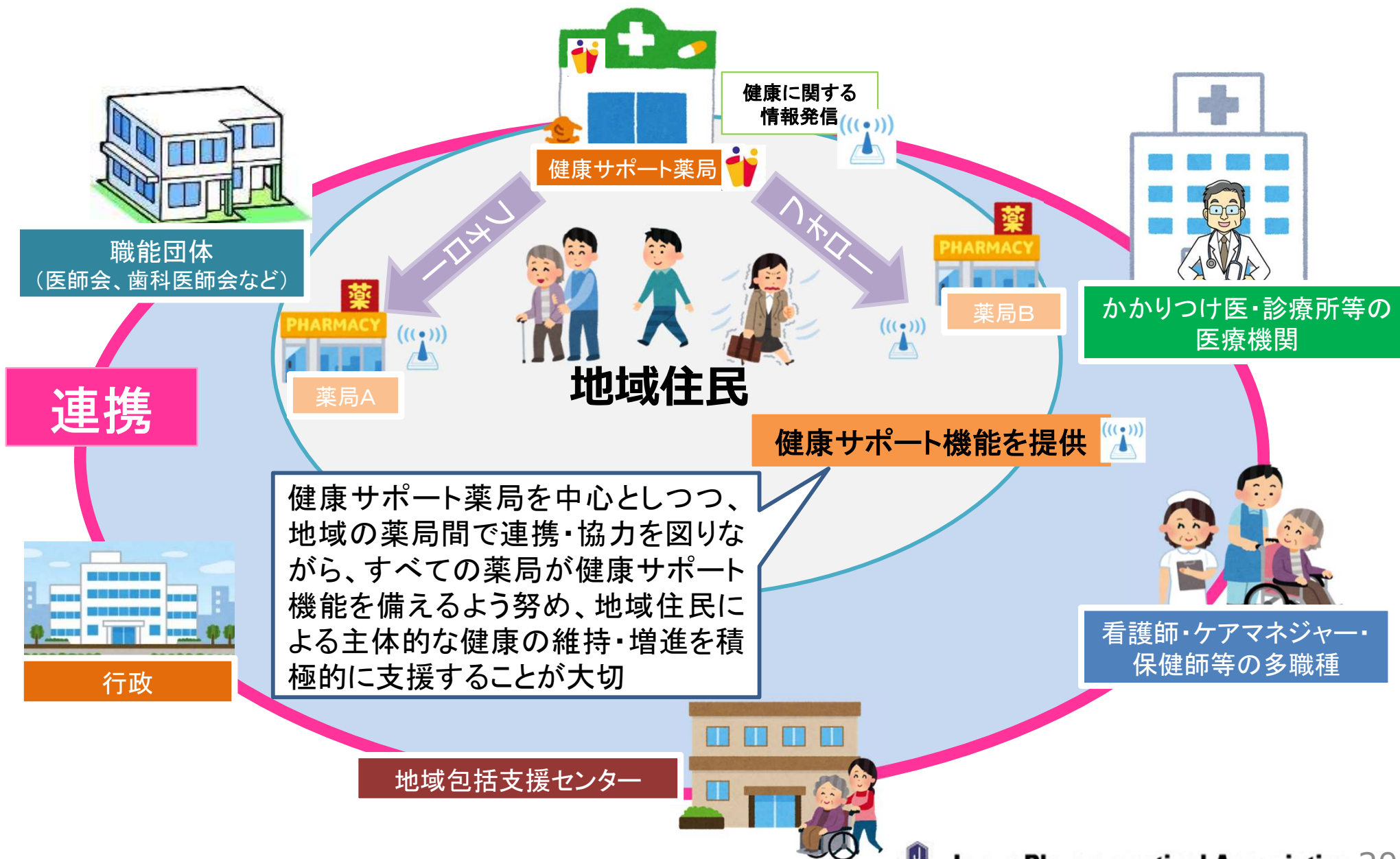
公助

- 一般財源による高齢者福祉事業等
- 生活保護

互助、公助を支える様々な機関・職種との連携が重要

健康支援、予防から介護までの幅広い視点と対応力  
＋  
地域社会、他職種とのつながり

# 地域における健康サポート薬局の役割

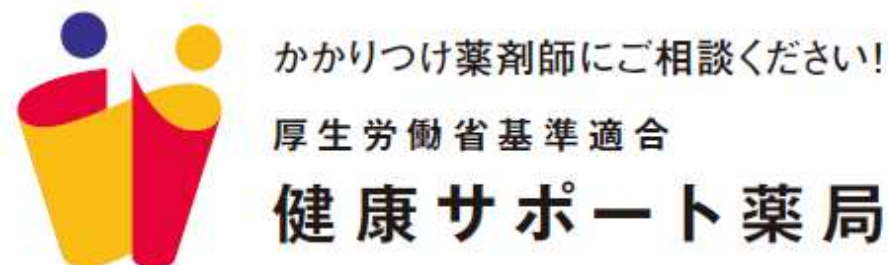


## 日本薬剤師会が目指す健康サポート薬局

- 地域医療提供体制における薬剤師サービスの質を担保
- 全ての薬局が健康サポート機能を提供する
  - …薬局の姿を変える＝地域に焦点を当てた機能を具備
- 地域包括ケアシステムの想定単位とされる日常生活圏域（具体的には中学校区）に、少なくとも1～2薬局が存在しアクセスを確保
  - …地域住民へ必要なサービスを提供できる体制整備
- 地域の医療関連リソースとして機能する

# 健康サポート薬局 ロゴマーク

(日本薬剤師会 平成28年10月作成)



※商標登録済み

# 参考資料

健康サポート薬局の創設の経緯について、次のスライドからお示いたします。

# 背景: 社会の変化・医療構造の変化

- 人口構造の変化(不健康寿命の長期化)
- 疾病構造の変化
- 支え手の不足  
(財源の不足、医療・介護の担い手の不足)



医療のあり方・提供体制のあり方の変化  
「医療機関完結から地域完結」へ  
「発症させない、重症化させない」へ

薬剤師にも、薬局(医療提供施設)にも、**予防の視点**が必須

- 薬物治療だけでなく、発症前(予防・健康の維持増進)からの関わり
- ライフステージを通じた関わり
- 地域の保健・衛生との関わり

## 社会的な背景

我が国における少子高齢化の進行

→ 高齢者の多くが地域の身近な医療機関を受診したり、在宅医療・介護を受ける社会

→ 「地域包括ケアシステム」の構築

\* 地域包括ケアシステム：重度の要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるための、住まい・医療・介護・予防・生活支援の一体的な提供体制

## 薬局・薬剤師の現状

- 薬剤師には、調剤や医薬品供給等を通じて、公衆衛生の向上・増進に寄与し、国民の健康な生活を確保する役割が求められている。
- しかし、患者の服薬情報の一元的把握とそれに基づく薬学的管理・指導などの機能が必ずしも発揮できていないなど患者本位の医薬分業になっていない、医薬分業に伴う負担に見合うサービスの向上や分業の効果などを実感できていない等の問題が指摘されている。（規制改革会議）

## 日本再興戦略 (H25.6.14)

### 国民の健康寿命の延伸

薬局を地域に密着した健康情報の拠点として、一般用医薬品等の適正な使用に関する助言や健康に関する相談、情報提供を行う等、セルフメディケーションの推進のために薬局・薬剤師の活用を促進する。

## 《 急速な医薬分業の進展の副作用 》



薬局・薬剤師がより一層、本来の職能・役割を発揮するとともに、**地域包括ケアシステムに対応した、予防から介護までの幅広い視点と対応力を持つことの必要性**

厚生労働省 「患者のための薬局ビジョン」の策定  
「健康サポート薬局」の創設



# 薬剤師・薬局自らが描く「薬局のあるべき姿」

## 平成25年4月「薬剤師の将来ビジョン」(日本薬剤師会)

- **医療、介護、福祉サービスの変革に対応した薬剤師業務**  
⇒ 薬物療法の高度化や、在宅医療を含む地域医療の推進等、**薬剤師が主体的かつ多職種と連携の下**で専門職能を発揮する
- **セルフメディケーションの拠点としての薬局機能を確立する**
  - ・ 医療保険や介護保険サービスだけでなく、生活者の保健・健康増進に関わる活動から、**一般用医薬品の供給等セルフメディケーション**にまで関わってこそ、「かかりつけ薬局」「かかりつけ薬剤師」として国民に選択され、信頼が得られる
  - ・ 生活習慣病予防やその他の疾患に対する早期の対応、健康管理は、(中略)地域包括ケアシステムにおける薬局の重要な役割として、「**地域の最も身近な健康ステーション**」の機能の再確立を目指す

## 平成26年1月「薬局の求められる機能とあるべき姿」(厚生労働科学研究:安原真人)

- **①薬学的管理、②在宅医療への取組み、③後発医薬品の使用促進、④健康情報拠点としての役割**
  - ・ 地域住民が日常的に気軽に立ち寄ることができるという薬局の特性を活かし、薬局利用者本人又はその家族等からの**健康や介護等に関する相談を受け、解決策の提案や適当な行政・関係機関**(当該地域の市役所等の相談窓口、医療機関、保健所、福祉事務所、地域包括支援センター等)**への連絡・紹介**を行っていること。
  - ・ **栄養・食生活、身体活動・運動、休養、こころの健康づくり、飲酒、喫煙**など生活習慣全般に係る相談についても**応需・対応**し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取組みを行っていること。
  - ・ 薬剤師が医療・保健・福祉・介護等に関する知識を十分に有する(略)。

### 《KEY WORD》

保健・健康増進、セルフメディケーション、介護…

⇒【生活者の全ライフステージ】に関わる相談対応、【地域連携】による対応



次へ続く

平成27年6月「健康情報拠点薬局(仮称)のあり方に関する検討会」設置  
⇒報告書「健康サポート薬局のあり方について」(平成27年9月)

- かかりつけ薬局・薬剤師の基本的機能や求められる業務
- **健康サポート機能を有する薬局の機能や求められる業務**

} について整理

- 薬剤師が、一般用医薬品や健康食品等の適切な使用に関する助言や健康の維持・増進に関する相談応需、適切な専門職種や関係機関への紹介等を適切に実施できること
- 健康の維持・増進に関する相談に対し、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所、訪問看護ステーションのほか、健診や保健指導の実施機関、市町村保健センターその他の行政機関、介護保険法における介護予防・日常生活支援総合事業の実施者等の連携機関への紹介に取り組むこと。

平成27年10月「患者のための薬局ビジョン」(厚生労働省)

- **かかりつけ薬局・薬剤師が持つべき機能**  
服薬情報の一元的・継続的な把握とそれに基づく薬学的管理  
24時間対応・在宅対応  
かかりつけ医を始めとした医療機関等との連携
- **健康サポート機能: 国民の病気の予防や健康サポートに貢献**
- **高度薬学管理機能: 高度な薬学的管理ニーズへの対応(抗がん剤、抗HIV薬等)**

かかりつけ機能に加えて  
健康サポート機能を有する



**「健康サポート薬局」**

平成28年4月「健康サポート薬局」施行

(参考)かかりつけ薬剤師指導料、地域支援体制加算

目指す薬局像は同じ

- 栄養・食生活、身体活動・運動、休養、心の健康づくり、飲酒、喫煙など生活習慣全般に係る相談についても応需・対応し、地域住民の生活習慣の改善、疾病の予防に資する取り組みを行うといった健康情報拠点としての役割を果たすこと。(地域支援体制加算)
- かかりつけ薬剤師指導料を算定する患者以外の患者への服薬指導等又は地域住民からの要指導医薬品等の使用に関する相談及び健康の維持増進に関する相談に対しても、丁寧に対応した上で、必要に応じて保険医療機関へ受診勧奨を行うよう努める。(かかりつけ薬剤師指導料)